

15 処理困難物 (市では引き取れないごみ)

15-5

● 下記のごみは、問合せが多いごみです。それぞれ適正に処理してください。

対象となるもの



消火器



リサイクル特定窓口へ依頼
田原市では松井産業(株)
(Tel:0531-22-1277)が
特定窓口です。



タイヤ・オートバイ



販売店へ依頼



バッテリー・
エンジンオイル



販売店へ依頼
※エンジンオイルは吸着
マットを使用すると
販売店でも引き取り
できなくなります。



アコースティックピアノ
(ピアノ線があるピアノ)



販売店へ依頼



在宅医療で使用し
た注射器・注射針



受け取った医療機
関・薬局へ処理を依頼

15 事業系ごみ

15-6

商店・事務所・飲食店・農漁業など事業活動から出る紙くず・木くず・繊維類・食品くずなどは、量の多い・少ないにかかわらず事業者の責任において処理することになっており、各地区のごみステーションに出すことができません。処分する場合は、民間の廃棄物処理業者に処理を委託するか、直接処理施設へ自己搬入してください。

産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃プラスチック類や金属くず、建設業に伴って発生する木くずなどは産業廃棄物です。市の処理施設には搬入できませんので、産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。

事業系一般廃棄物

産業廃棄物に該当しないものが事業系一般廃棄物です。事業系一般廃棄物については、民間の一般廃棄物収集運搬業者に委託するか、処理施設へ自己搬入するかを問わず、市の処理施設へ搬入される場合は処理手数料がかかります(資源ごみは対象外)。

事業系一般廃棄物の例(事業の種類によって異なります)

- もやせるごみ(生ごみ・小木片等)
- 粗大ごみ等
- 枝木・竹・草(事業所の維持管理で発生したものに限り)
- 資源ごみ(紙類)